

# 狹山市子どもの学習・生活支援事業業務委託

## 公募プロポーザル実施要領

### 1 趣 旨

狹山市は、市内の生活保護世帯、生活困窮世帯又はひとり親世帯の小学生、中学生、高校生等及びその保護者等に対する学習・生活支援事業を、委託する形態で実施する。

本事業の実施には対人援助に係る高度な専門性及び技術力を有する人材を必要とするものであることから、高度な専門性や技術力、豊富な経験を有した民間事業者を対象に、企画提案による公募を実施するものである。

### 2 委託業務の内容に関する事項

#### (1) 業務名

狹山市子どもの学習・生活支援事業業務委託

#### (2) 業務内容

別添「狹山市子どもの学習・生活支援事業業務委託仕様書」による。

#### (3) 委託業務の期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

#### (4) 委託料上限額

37, 498, 560円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

本委託業務の契約締結に係る上限額であり、この範囲内の見積額で見積書が提出された場合に5の(1)の審査への参加及び契約が可能となる。

見積額が委託料上限額を超えた場合には審査自体を行わない。

### 3 応募資格に関する事項

- (1) 生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）第9条の規定に該当する者。なお同条中の「その他都道府県等が適当と認めるもの」とは、過去5年間に国又は地方公共団体での類似業務を行った実績を有する団体とする。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 狹山市契約規則（昭和39年規則第8号。以下「契約規則」という。）第2条の規定により狭山市の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。

いない者であること。

- (6) 業務委託候補者を選定するまでの期間に、狹山市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（昭和61年4月1日施行）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 業務委託候補者を選定するまでの期間に、狹山市建設工事等の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成8年4月1日施行）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

#### 4 手続等に関する事項

##### (1) 質問書の提出

- ア 提出期限 令和8年1月9日(金)正午まで  
イ 提出方法 質問書を添付した電子メールを4の(3)のアドレスに送信する。  
ウ 回答方法 令和8年1月16日(金)までに、電子メールで回答する。

##### (2) 参加表明書及び企画提案書の提出

- ア 提出期限 令和8年1月23日(金)正午まで  
イ 提出場所 4の(3)のとおり  
ウ 提出書類
- ①参加表明書
    - ・ 参加表明書(表紙)
    - ・ 団体概要調書(様式1)
    - ・ 業務受託実績調書(様式2)
    - ・ その他事業者の概要を表すもの(任意様式、パンフレット等可能)
  - ②企画提案書
    - ・ 企画提案書(表紙)
    - ・ 事業の実施体制(様式3)
    - ・ 事業実施に当たっての提案(1)(様式4)
    - ・ 事業実施に当たっての提案(2)(様式5)
    - ・ 事業実施に当たっての提案(3)(様式6)
    - ・ 事業実施に当たっての提案(4)(様式7)
    - ・ 事業実施に当たっての提案(5)(様式8)
    - ・ 見積書(任意様式)

※ 見積書の見積額には、消費税及び地方消費税の額を明示すること。消費税非課税団体の場合は、その旨を明示すること。

エ 提出部数 正本1部、副本1部、電子データ1部（CD-RもしくはDVD-R）  
オ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は書留とし提出期限内に必着のこと。）  
カ その他 複数事業者が共同して当該事業に参加する場合は、代表事業者が参加表明書及び企画提案書を提出するものとする。このとき、代表事業者以外の事業者は、参加表明書のうち団体概要調書（様式1）、業務受託実績調書（様式2）及びその他事業者の概要を表すもの（任意様式、パンフレット等可能）を提出すること。

（3）担当（問合せ先・提出場所）

〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号  
狭山市福祉部福祉政策課トータルサポート室  
電話 04-2937-7619（直通）  
ファクシミリ 04-2902-6089  
電子メール fukusiseisaku@city.sayama.saitama.jp

## 5 業務委託候補者の選定に関する事項

（1）審査（プレゼンテーション審査）

「狭山市子どもの学習・生活支援事業選定審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が令和8年2月6日（金）に審査を実施する。

審査会場及び審査時間は後日連絡する。

（2）業務委託候補者の選定

審査委員会は、企画提案書の内容及びプレゼンテーション審査の結果を総合的に判断し、最も優れていると認める者を最優秀企画提案事業者として選定する。

狭山市は審査委員会の選定を基に、総合的に判断して、当該事業の業務委託候補者を選定する。

（3）選定結果の通知

選定結果は令和8年2月16日（月）までに郵送及び電子メールで通知する。

## 6 参加資格の喪失に関する事項

次のいずれかに該当したときは、業務委託候補者の選定手続への参加資格を失うことがある。

- （1）3（応募資格に関する事項）の要件を満たさなくなったとき。
- （2）参加表明書又は企画提案書の提出日、提出場所、提出方法等が本要領に適合しなかつたとき。
- （3）参加表明書又は企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなか

ったとき。

- (4) 参加表明書又は企画提案書に記載すべき事項以外の事項が記載されていたとき。
- (5) 参加表明書又は企画提案書に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。

## 7 その他

- (1) 本プロポーザルへの参加者を広く募るため、狹山市ホームページへの掲載等により周知を図る。
- (2) 提出された参加表明書、企画提案書及び質問書（以下「提出書類等」という。）は返却しない。
- (3) 本プロポーザルに係る書類の作成及び提出に係る費用並びに説明会及び審査委員会への参加費用は全て参加者の負担とする。
- (4) 提出書類等は、本業務の委託候補者の選定以外の目的には使用しない。なお、提出された書類は、狹山市情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- (5) 参加表明書等を提出した者が本プロポーザルの参加を辞退する場合は、速やかに、文書で狹山市福祉部福祉政策課トータルサポート室に届け出ること。
- (6) 業務委託候補者選定後、本プロポーザルに参加した事業者を公開する場合がある。ただし、提案内容及び審査内容については公開しない。
- (7) 複数の事業者が共同して当該事業に参加することができる。この場合、事業者間の意思決定や当該事業業務委託に責任を持つ者（代表事業者）を決定し、事業者間の役割分担を明確にすること。  
また、共同する全ての事業者が3に規定する応募資格を満たしていること。
- (8) 市の令和8年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続きを延長し、又は停止することがある。
- (9) 当該事業の実施につき、厚生労働省による国庫補助金の内示額に基づく事業費が2の(4)の委託料上限額を下回った場合、委託契約額を変更することがある。